

毎月勤勞統計調査

給與及雇傭票乙 (船舶用) 内閣統計局

其の調査は全国に亘つて標準的に事業所を選び給與、雇傭、出勤人員、賃働時間等を調べて政府の労働政策、經濟安定
 策に必要な資料を提供し併せて事業主や労働者に對して労働事情の現状を知らせる専ら統計の爲の調査であります。
 其の調査は「統計資料實地調査」に基いて行はれるので、個々の調査票は課税、配給割當等の目的の爲に
 統計資料實地調査に關する法律(大正十一年法律第五十二號)
 第二條 實地調査は依りテ蒐集シタル個體ノ資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
 第三條 實地調査ニ關スル事務ニ從事シタル者、其ノ職務執行ニ關シ知得ル個人、法人、組合又ハ其ノ業務ニ關ス
 ル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

昭和 年 月 分

二十噸以上の船舶に付汽船、汽機船(帆船を含む)別に航行區域毎に一括
 して調査票を作成し、各枚何れのものか分かる様に下欄該當の文字を○印で囲むこ
 と。

1 地域符號	
2 事務所符號	
3 稼働船舶數	隻

航 路	遠洋	近海	沿海	平水
航 路	遠洋	近海	沿海	平水

- (1) 以下の欄で月末とは其の月分の給料締切日をいふ。
- (2) 以下の欄で一ヶ月間とは前月分の給料締切日の翌日より本月分
の給料締切日迄の期間をいふ。
- (3) 時間及金額記入には一時間未満又は圓未満は四捨五入すること。

- (4) 該当のない欄には横線を引くこと。
- (5) 此の注意の外別副「調査票各欄の記入方」特に給與の事項を必ず
照讀の上誤りのない様に入力すること。

4 乗組船員の人員、賃働時間及給與

	計						
	(一) 甲板部	(二) 機関部	(三) 事務部	(四) 数 30 歳以下	(五) 数 31 歳以上	(六) 年 31 歳以上	(七) 計
(イ) 前月末人員	人	人	人	人	人	人	人
(ロ) 本月末人員	人	人	人	人	人	人	人
(ハ) 延乗組人員	人	人	人	人	人	人	人
(ニ) 總賃働時間	時	時	時	時	時	時	時
現金支給額	円	円	円	円	円	円	円
(ホ) 毎月きまつて支給する給與總額	円	円	円	円	円	円	円
(ヘ) (ホ)以外の其の月限り支給する給與總額	円	円	円	円	円	円	円
(ト) 計	円	円	円	円	円	円	円
(カ) 事業主負擔貨物給與の見積額	(給食、住宅、康復等の事業主負擔分を含む。但し名目の如何を問はず現金で支給するものは、こより除いて現金支給額の中に入れて)						

	計						
	(八) 甲板部	(九) 機関部	(十) 無線部	(一) 事務部	(三) 年 30 歳以下	(四) 年 31 歳以上	(五) 計
(イ) 前月末人員	人	人	人	人	人	人	人
(ロ) 本月末人員	人	人	人	人	人	人	人
現金支給額	円	円	円	円	円	円	円
(ル) 毎月きまつて支給する給與總額	円	円	円	円	円	円	円
(ル)以外の其の月限り支給する給與總額	円	円	円	円	円	円	円
(リ) 計	円	円	円	円	円	円	円
(カ) 事業主負擔貨物給與の見積額	(給食、住宅、康復等の事業主負擔分を含む。但し名目の如何を問はず現金で支給するものは、こより除いて現金支給額の中に入れて)						

5 乗組船員の一個月間の異動

	普通船員				高級船員			
	(一) 甲板部	(二) 機関部	(三) 事務部	(四) 無線部	(五) 甲板部	(六) 機関部	(七) 無線部	(八) 事務部
(イ) 増加(乗船、他部より轉入等)	人	人	人	人	人	人	人	人
(ロ) 減少(下船、死亡、他部へ轉出等)	人	人	人	人	人	人	人	人

備考	事務所記入担当者捺印	事業主捺印
----	------------	-------